

市有地の売却に係る公募型プロポーザル実施要項 (楠団地旧棟跡地)

1 公募型プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本市所有地の売却において、民間活力による熊本への半導体産業の集積の推進を図るための住宅の建設、さらには、熊本市立地適正化計画における居住誘導区域への居住促進に資する土地利用の誘導を図るため実施するものです。

本プロポーザルにおいては、本市所有地の買受け、建物建築、建築物等の維持・運営に関する一連について、提案した者の中から、上記の趣旨をより高いレベルで実現することが見込まれる者を土地売買契約相手方候補者として選定します。

2 土地の概要

所在及び地番	熊本市北区楠1丁目10番1
地目・地積	宅地 5312.13㎡
形状等	整形地 間口 約80m、奥行64m
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	150%
土地の参考価格※1	235,000,000円

※1 地下工作物の存在を加味していない更地を前提とした鑑定評価額を参考に示すものです。

3 スケジュール

実施公告及び実施要項等の公開	令和4年(2022年)10月18日(火)～
参加表明書等の配布期間	令和4年(2022年)10月18日(火)～ 令和4年(2022年)11月8日(火)
参加表明書の提出期限	令和4年(2022年)11月8日(火)
質問書の受付	令和4年(2022年)10月18日(火)～ 令和4年(2022年)11月2日(水)
現地説明会	令和4年(2022年)10月26日(水)
質問書の最終回答	令和4年(2022年)11月7日(月)
参加資格審査結果の通知	令和4年(2022年)11月14日(月) 予定
事業提案書等の提出期限	令和4年(2022年)12月2日(金)
ヒアリング	令和4年(2022年)12月7日(水) 予定 (日程は参加資格審査後に通知します。)
審査(選定)結果の通知	令和4年(2022年)12月上旬予定
公共用地等評価委員会、市有財産審議会での審議	令和4年(2022年)12月中旬予定
契約相手方決定・公表	令和4年(2022年)12月中旬予定
契約保証金納付及び契約締結	令和4年(2022年)12月下旬予定
売買代金の支払い	令和4年(2022年)12月28日(水)まで

※ 日程は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

4 担当部署

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1
熊本市都市建設局都市政策部 都市政策課 (本庁舎 11 階)
電話：096-328-2502 (直通)
Mail：toshiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

5 売却条件

- (1) 買受人は、事業計画に、令和5年(2023年)7月10日(月)までに、次の条件を満たす賃貸用共同住宅を建築し、入居できる状態にすることを位置づけて提案すること。
 - ア 住宅の戸数は、40戸以上とすること。
 - イ 住宅のうち少なくとも40戸は、1戸当たりの床面積がおおむね70㎡(3LDK)又はこれ以上の広さとなること。
 - ウ 敷地内に55台以上の入居者用駐車場を整備すること。
 - エ 本件土地の引き渡し日から3年間は、熊本県内に立地する半導体関連企業の従業員及びその家族等を入居させることを原則とすること。
- (2) 買受人は、本プロポーザルの趣旨に沿って、少なくとも本件土地の引き渡し日から10年間は、本件土地を住宅の用途に供しなければならないこととします。

- (3) 買受人は、本件土地の引き渡し日から10年間は、プロポーザルで提案した事業計画（契約までに協議がなされ合意により変更等がなされた場合はその事業計画）を変更することができません。ただし、やむを得ず変更しなければならない場合であって、あらかじめ本市の書面による承諾を受けたときは、事業計画（契約までに協議がなされ合意により変更等がなされた場合はその事業計画）の一部を変更することができます。
- (4) 買受人は、土地売買契約を締結した日から10年間は、本件土地の所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「所有権移転等」といいます。）をしてはならないこととします。ただし、土地売買契約を締結した日から5年を経過した後においては、この売買条件（(1)、(5)及び(6)を除く。）に違反しないことを所有権移転等の相手方に義務付ける契約（当該相手方が所有権移転等をする場合において同様の義務をその取得者に課すことを含む。）をすることを前提に、あらかじめ本市の書面による承諾を受けることにより、第三者に所有権移転等を行うことができます。
- (5) 現状有姿での引渡しとします。
- (6) 本件土地内には、旧市営住宅の基礎杭を存置しています（資料1）。この杭の取扱いについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関連法令、条例等に基づき適切な処理方法等を検討し、関係機関への問い合わせなどを行った上で事業計画を作成し、協議録を添えて提案してください。
【関係部署】熊本市環境局資源循環部ごみ減量推進課事業ごみ対策室
(連絡先：096-328-2365)
- (7) 買受人は、引き渡しの日から3年間は、本項目の(1)により建築した賃貸用共同住宅の確認のため事業の進捗、入居の状況等を定期的に本市に報告しなければならないものとします。（契約書案第11条第5項参照）
- (8) 本市は、土地売買契約の履行及び事業計画（契約までに協議がなされ合意により変更等がなされた場合はその事業計画）の実施の状況を確認するため、本市が必要と認めるときは、実地調査その他の調査を実施し、又は買受人に所要の報告をさせ、若しくは資料の提出をさせることができるものとし、買受人は、これに協力しなければならないものとします。
- (9) 本市は、買受人に土地売買契約上の債務不履行があった場合は、相当の期間を定めて催告をした上、土地売買契約を解除することができます。
- (10) 本市は、本件土地につき、土地売買契約を締結した日から10年間の買戻特約を登記することとします。なお、土地売買契約を締結した日から10年間の経過したときは、市に当該買戻し特約の抹消を求めることができます。
- (11) (10)に定める買戻特約の登記及びその抹消の登記に必要な一切の費用は、買受人の負担とします。
- (12) 本件土地及び本件土地上に建築する建物は、次に掲げる用途に用いないものとします。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

- イ 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途
 - ウ その他公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途
- (13) 買受人は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として支払うものとします。(契約書案参照)
- ア この売買条件(5)、(6)及び(8)を除く。)に違反した場合 売買代金の10分の3に相当する額
 - イ この売買条件(8)に違反した場合 売買代金の10分の1に相当する額

※契約書案についても十分にご確認ください。

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、土地売買契約を希望する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市市税等の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む)。(「10 参加表明書等の提出」ク 参照)
- (3) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 熊本県内に本店又は支店・営業所等を有する者であること。
- (7) 土地の取得及び事業に必要な資金力及び遂行能力を有すること。
- (8) 今回のプロポーザルと同規模以上の土地所有、建物建築及び建物の賃貸、維持・運営などの実績を有すること。
- (9) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

※連合体等で参加される場合は、4の担当部署までご相談ください。

7 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布

- (1) 配布方法
熊本市ホームページへ掲載します。なお、次の資料等(CD-R)については、4の担当

部署の窓口でのみ配布します。

- ア 存置基礎杭の関連資料（資料1）
- イ 地質調査データ（資料2）
- ウ 実測図（資料3）

(2) 配布期間

令和4年（2022年）10月18日（火）から11月8日（火）まで

4の担当部署での配布については、午前8時30分から午後5時までとします（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできます。

8 現地見学会

(1) 日時 令和4年（2022年）10月26日（水）11時から

(2) 集合場所 売却地

(3) 参加方法 見学会参加申込書（任意様式）を4の担当部署まで持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

(4) 受付期間 令和4年（2022年）10月18日（火）～10月24日（月）
午後5時まで（必着）

(5) 留意事項

ア 現地見学会への参加は、プロポーザルの応募要件ではありません。

イ 参加人数は、参加表明書の提出予定の者あたり5人以内とします。

ウ 会場での質問は受け付けません。質問がある場合は後日質問書に記入の上、ご提出ください。

※現地見学会に関わらず現地を確認される場合は、周辺への十分なお配慮をお願いします。

9 要項等に関する質問

(1) 要項等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出してください。

ア 提出方法

書面（様式第4号）により、持参又は電子メールにて提出してください。ただし、電子メールの場合は、必ず4の担当部署に電話で着信を確認してください。

イ 提出期間

令和4年（2022年）10月18日（火）から11月2日（水）まで（休日を除く。）
の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先

4の担当部署

(2) (1)の質問書に対する回答書は、熊本市ホームページに掲載します。

掲載期間 令和4年（2022年）11月7日（月）までに開始し12月7日（水）までとします。

10 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出してください。

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 暴力団等の排除に関する誓約書、役員等名簿及び照会承諾書（様式第2-1号、第2-2号） 各1部

※役員等名簿については、書き方を参照の上、該当する方（役員等）

ウ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行から3か月以内のもの） 1部

エ 定款 1部

オ 印鑑登録証明書（発行日から1か月以内のもの） 1部

カ 過去3期分の決算書類（貸貸対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び直近の決算期の残高証明書

キ 国税納税証明書、所在地の都道府県納税証明書、市区町村納税証明書（発行日から3か月以内のもの）

ク 土地の取得にあたり融資を受ける場合は、金融機関の融資証明書

ケ 同種業務実績調書（様式第3号） 1部

- ・ 同種業務の実績については、参加表明書等の提出日までに履行が完了したものに限ります。
- ・ 提出された書類で同種業務の実績を有することが判断できない場合は、補完する資料を求める場合があります。

※連合体等で参加される場合は、4の担当部署までご相談ください。

(2) 提出期限

令和4年（2022年）11月8日（火）午後5時まで

(3) 提出先

4の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送の場合は一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと。

不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

(5) 留意事項

様式については、参加表明書等提出時点において記載してください。

(6) 参加資格の決定及び通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格の審査結果を令和4年（2022年）11月14日（月）までに通知します（参加資格決定の通知を受けた者を、以下「プロポーザル参加者」といいます。）。

(7) 辞退

参加表明書を提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）で提出してください。

11 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、本市に対してプロポーザルの参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- (2) 本市は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルへの参加者が1者である場合の措置

プロポーザル参加者が 1 者であっても、プロポーザルを行うものとしします。

なお、プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長します。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行います。

13 事業計画の提案

当該土地の活用については、次の内容を含む具体的で実現性のある事業計画を作成してください。

(1) 事業計画の基本コンセプト

(2) 住宅計画

ア 5（1）に記載する住宅計画について記載してください。

イ 上記ア以外の住宅計画

(3) 半導体関連進出企業の者等のライフスタイルにあった良好な住環境計画

ア 住人の生活環境がより向上するような施設も併せて提案してください。

（例：ラウンジ（交流スペース）、コワーキングスペース、子どもが遊べる空間など）

イ 住宅低層部分等に住人や地域住民が利用できる（小規模な）店舗や交流スペース等を提案してください。

（例：カフェ、食堂、交流スペースなど）

ウ 住人や地域住民が四季を感じられ、美しいと感じられるような植栽や外構計画等も提案してください。

エ 多言語対応やバリアフリー対応に配慮した住宅計画を提案してください。

(4) 地域との連携・交流及び周辺への配慮事項

(5) 設計、工事（着工から竣工までの工種ごとの概ねの期間等）、入居開始などのスケジュール

(6) 地域への事業計画説明計画（区域・スケジュール等）

(7) 事業計画の作成にあたっては関係法令を順守し、計画がそれらに適合している状況を明らかにしてください。（特に、次の法令に関しては明記して下さい。都市計画法（開発許可

- 等)、廃棄物の処理並びに清掃に関する法律、建築基準法)
- (8)本市との連絡体制(着工から入居開始までの本市への報告体制等)
- (9)資金計画(事業費の資金調達、事業期間中の資金・収支計画(賃料想定含む)など)
- (10)10年間の土地・建物の利用、維持・運営計画(入居者募集計画含む)
- (11)事業計画の実施体制(プロポーザル参加者以外で、事業計画における何らかの役割を担う者については、同意を得ている旨を証する書類を事業計画に添付して提出してください。)
- (12)旧市営住宅の存置してある基礎杭の取扱い(杭の利用又は撤去の別を記した図面、杭を撤去する場合において見込まれる費用の額等)

14 買受希望価格の提案

- ア 買受希望価格を提示してください。
- イ 買受希望価格には、存置された杭の撤去を想定している場合は、その費用を考慮した価格を提示して下さい。
- ウ 土地売買契約相手方候補者が提示した買受希望価格については、公共用地等評価委員会、市有財産審議会にて審議します。この結果によっては、市は土地売買契約相手方候補者と契約に至らないことがあります。

15 事業提案書等の提出

10(6)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、事業提案書等を提出するものとする。

(1) 事業提案書等

提出書類	記載事項	様式	部数
事業計画	① 事業計画の基本コンセプト ② 事業内容 上記「13 事業計画の提案」の(1)～(12)の項目を満たす内容を含んだ内容としてください。	任意 (原則A3横サイズ)	15部
図面	① 敷地利用計画図 ② 建物配置図・平面図 ③ 外構・植栽計画図 ④ 敷地(空間)利用イメージ(鳥観図等) ⑤ 建物等のスケッチまたはイメージパース ⑥ その他必要と判断した図面 ※図面は簡易図面で構いません。	任意 (原則A3横サイズ)	15部
価格提案書	買受希望価格	様式第5号	15部

(2) 事業計画書等作成の留意事項

事業計画書等は次の事項に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容としてください。

ア 文章を補完するために、イメージスケッチ、写真等の使用は制限しません。

イ 事業提案書等の文字の大きさは12ポイント以上としてください。

ウ 提出後の事業提案書等の訂正、追加及び再提出はできません。

エ 事業計画書は、会社名を空欄にするなど会社名が特定できないよう処理してください。これとは別に、その他の図面等を添付し、「事業提案書」として一冊にまとめて提出してください。

(3) 提出期限

令和4年（2022年）12月2日（金）午後5時まで

(4) 提出先

4の担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送とします。

ア 持参の場合は、開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時までとします。

イ 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着とします。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。また、上記以外の方法により郵送されたものは受け付けません。

(6) 辞退

事業提案書を提出した後に辞退を申し出る場合は、その旨を書面で上記「4担当部署」に提出してください。

16 審査及び土地売買契約相手方候補者の選定

審査及び土地売買契約相手方候補者の選定は、本市が設置する「市有地（旧楠団地）の売却に係る公募型プロポーザルにおける土地売買契約相手方候補者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

なお、審査及びヒアリングは非公開とします。

(1) 審査に伴うヒアリングの実施

ア 令和4年（2022年）12月7日（水）を予定しています。

詳細については別途プロポーザル参加者に通知します。

なお、ヒアリングの順番は、事業提案書の受付順とします。

※ 事業提案書等のヒアリングを上記の日程で予定していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでの開催や書類審査のみで実施するなど対応を変更する場合があります。詳細については今後の新型コロナウイルス感染症の状況により対応を判断し、別途プロポーザル参加者に通知します。

イ ヒアリングは、上記「4担当部署」の指定する会議室にて実施します。

ウ 出席者は3名以内とします。

エ ヒアリングはプロポーザル参加者あたり約50分（説明20分、質疑30分程度）を予定し、順次個別に実施します。

オ パワーポイント等の使用はできますが、スクリーン、プロジェクター以外は全てプロポーザル参加者側で持参してください。

カ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、その者の参加を無効とします。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、審査委員会会長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度審査委員会会長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続きに支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、失格とします。

(2) 土地売買契約相手方候補者の選定

ア プロポーザル参加者の中から、審査委員会の審査により、評価点の合計点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を土地売買契約相手方候補者として選定します。ただし、最高得点者が複数いる場合は、審査委員会で協議し決定します。

イ 最高得点者が辞退その他の理由で土地売買契約ができない場合は、次点の者を土地売買契約相手方候補者とします。

ウ 審査結果については、全プロポーザル参加者に対し郵送により通知します。

17 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 売却条件」を満たさないことが確認できる事業提案書を提出したプロポーザル参加者
- (2) 提出期限を過ぎて事業提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、土地売買契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) プロポーザル参加者が他のプロポーザル参加者の協力者であった場合

18 プロポーザル審査結果の通知と土地売買契約相手方の公表に関する事項

プロポーザル参加者には審査結果を通知します。

また、土地売買契約相手方を決定した場合は熊本市ホームページにより公表を行います。

19 土地売買契約相手方候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 土地売買契約相手方候補者とならなかった者は、土地売買契約相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市に対して土地売買契約相手方候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- (2) 市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起

算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

20 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 土地売買契約書（案）
資料4「土地売買契約書(案)」のとおりです。
- (3) 参加表明書等に関する事項
 - ア 提出期限までに参加表明書等及び事業提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとします。
 - イ 参加表明書等及び事業提案書等の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とします。
 - ウ 提出された参加表明書等及び事業提案書等は返却しません。
 - エ 提出された参加表明書等及び事業提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断では使用しません。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び事業提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めません。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、土地売買契約相手方候補者決定の取消し、土地売買契約締結の保留又は土地売買契約締結の解除等の措置をとります。
- ※ 事業提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該事業提案書等を無効とし、土地売買契約相手方候補者決定の取消し、土地売買契約締結の保留又は土地売買契約の解除等の措置をとります。
- (4) 参加資格の確認を行った日の翌日から土地売買契約相手方候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消します。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市に対して参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができます。
- (5) 土地売買契約相手方候補者の決定後土地売買契約締結までの間に、土地売買契約相手方候補者が6に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合には、土地売買契約を締結しないことができるものとします。
- (6) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンでの記入とします（消せるペン等は不可）。

【関係資料一覧】

- 別紙1 公募型プロポーザル 評価基準
- 資料1 存置基礎杭の関連資料（解体工事竣工図）
- 資料2 地質調査データ
- 資料3 実測図
- 資料4 土地売買契約書(案)

物件調書

[全物件共通の特記事項]

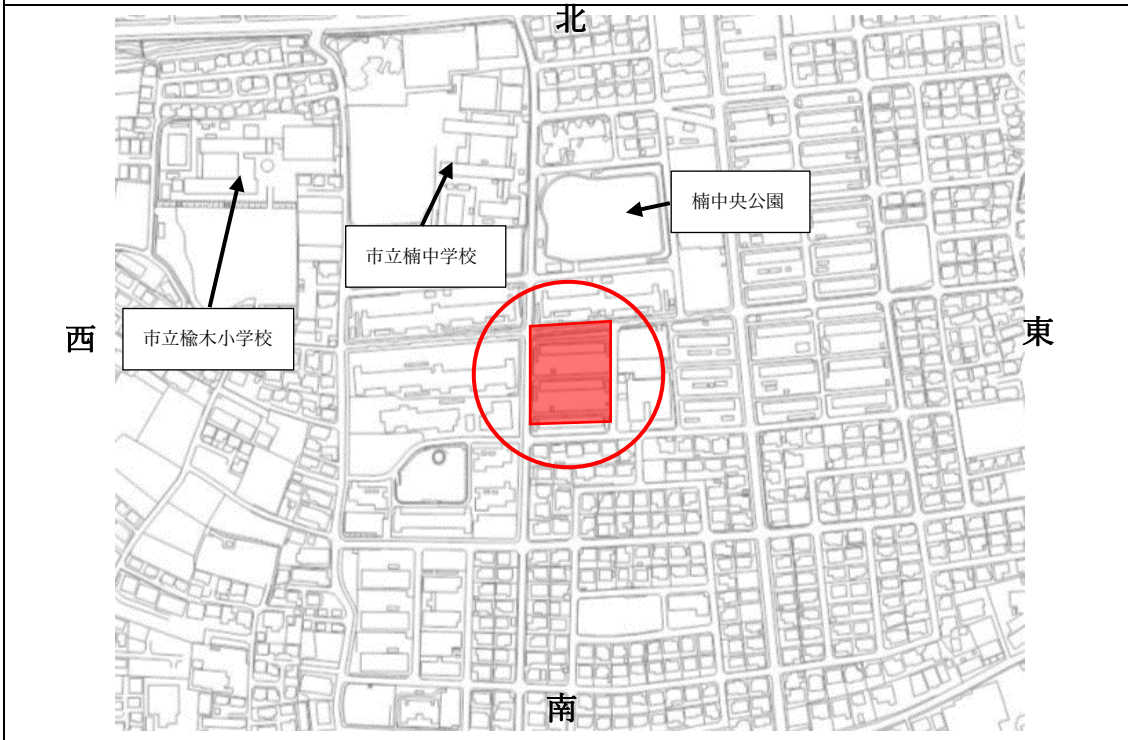
- 供給処理施設等の状況についての正確な情報は各事業者にお問合せください。
- 形状図は正確な実測図ではありません。
- 「熊本市統合型ハザードマップ」では、洪水などの災害に関する情報や避難所に関する情報を確認することができますので、お申込みの際は事前にご確認ください。

<https://hazard.kumamoto-city.jp/>

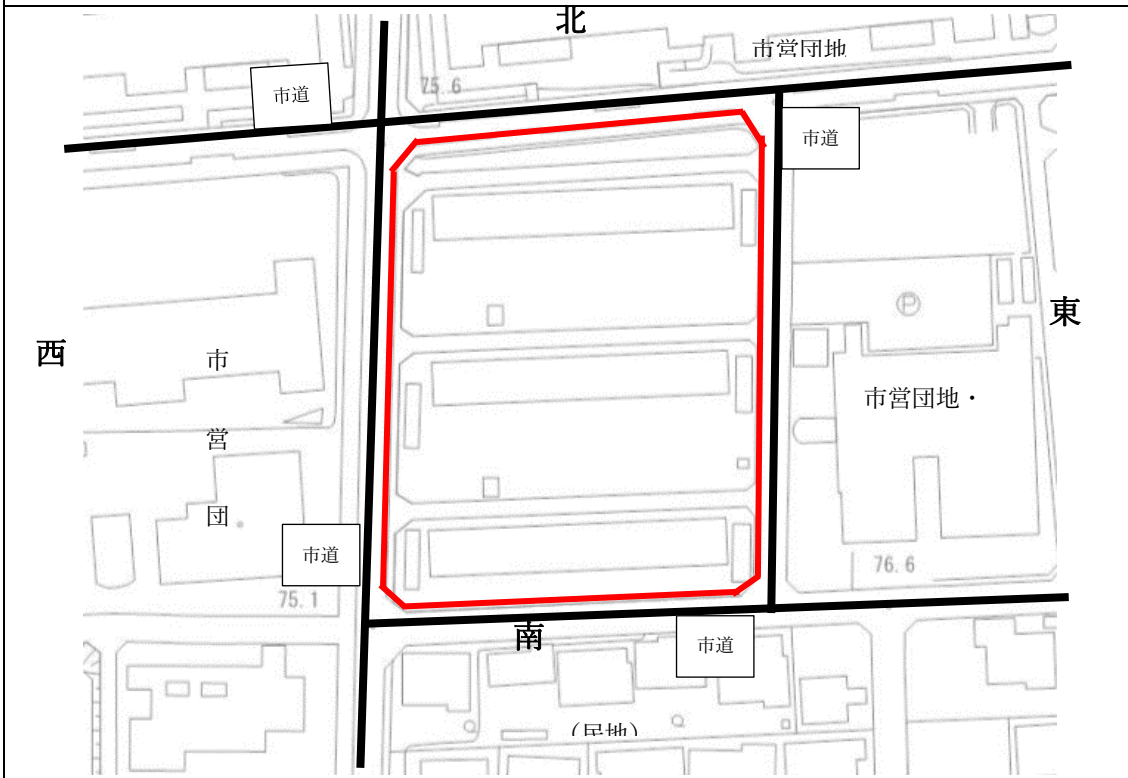
※ 上記以外の特記事項については、物件調書をご確認ください。

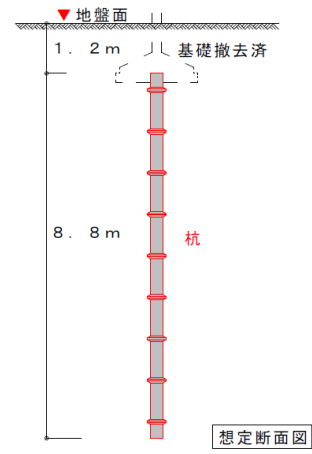
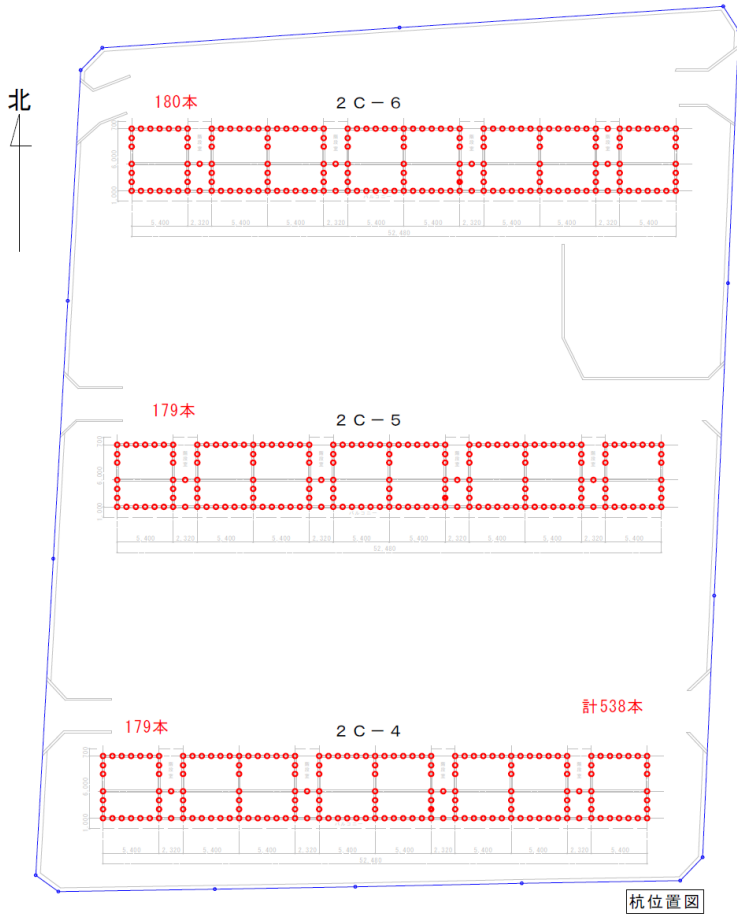
所在地	北区楠1丁目10番1
地目・地積	宅地 5312.13 m ²
形状等	概ね長方形 間口 約80m、奥行き約64m
道路の幅員等	西側幅員約9.7m補装市道に約0.9~1.4m高く接面 北側幅員約8m補装市道に約0.7~0.9m高く接面 東側幅員約6m補装市道に約0.4~0.7m高く接面 南側幅員約6m補装市道に約0.4~1.4m高く接面
参考価格	235,000,000円
都市計画法等の制限	都市計画区域、市街化区域 用途地域 第1種中高層住居専用地域 建ぺい率(角地緩和) 60%(70%)、容積率 150%
供給処理施設等の状況	上水道 有(要引込)、下水道 有(要引込) 都市ガス 有(要引込)
私道の負担等に関する事項	なし
交通機関	JR豊肥本線「武蔵塚」駅の西方約1.8km圏内 産交バス「楠一丁目」バス停隣接
公共機関等	楡木小学校まで約300m 楠中学校まで約200m
ハザードマップ	該当なし
特記事項	・地下に従前建物の杭が存在しています。詳細については以下の 図面をご覧ください。

所在図



形状図





楠団地 旧 2 C - 4, 5, 6 棟 既存杭概要